

## 徳之島町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 12,122	千円 7,680,633	千円 306,262	千円 1,218,352	% 15.9	% 18.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

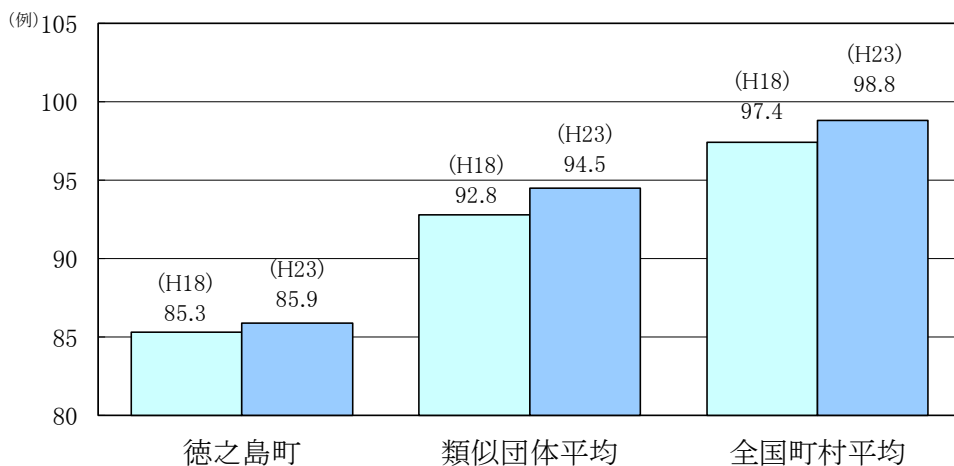
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 135	千円 497,008	千円 47,741	千円 174,473	千円 719,222	千円 5,327	千円 5,525

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

- ① 現在、臨時特例的な措置として、町長及び教育長の給料月額を10%減額して支給しています。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給与月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600				
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600				

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	44.3 歳	293,600 円	320,176 円	315,464 円
都道府県	43.7 歳	339,183 円	425,668 円	380,235 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	— 円
類似団体	42.8 歳	314,720 円	365,081 円	339,812 円

### ②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額
徳之島町	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
うち用務員	歳	人	円	円	円		歳	円	
うち学校給食員	歳	人	円	円	円		歳	円	
うちその他	歳	人	円	円	円		歳	円	
都道府県	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
国	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
徳之島町	—	—	—
うち用務員	円	円	円
うち学校給食員	円	円	円
うちその他	円	円	円

\* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～平成22年の3ヶ年平均)

\* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

\* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳之島町	52.7 歳	383,913 円	404,463 円
都道府県	42.3 歳	362,214 円	425,184 円
類似団体	44.4 歳	317,181 円	332,515 円

④税務職

区 分	平均年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	43.7 歳	250,231 円	289,931 円	283,481 円
都道府県	43.9 歳	336,961 円	417,573 円	379,138 円
国	43.0 歳	374,992 円	— 円	444,657 円
類似団体	40.8 歳	303,790 円	371,503 円	327,880 円

⑤福祉職

区 分	平均年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	50.1 歳	340,659 円	346,226 円	346,226 円
都道府県	43.8 歳	348,611 円	433,434 円	386,458 円
国	40.3 歳	323,049 円	— 円	367,540 円
類似団体	41.9 歳	294,710 円	312,829 円	303,075 円

⑥看護保健職

区 分	平均年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	40.2 歳	306,588 円	321,312 円	319,838 円
都道府県	40.5 歳	318,462 円	394,432 円	355,082 円
国	45.5 歳	314,065 円	— 円	343,856 円
類似団体	41.5 歳	296,022 円	335,130 円	304,340 円

(注)1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じペースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		徳之島町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	168,756 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	143,766 円	—
	中学卒	— 円	126,616 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

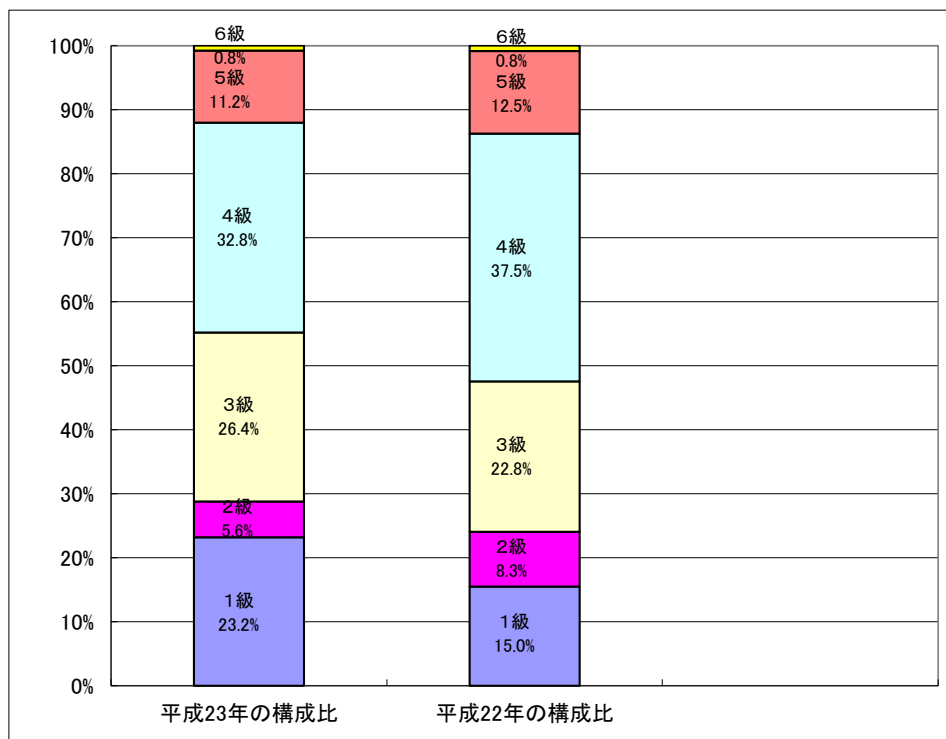
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	222,900 円	266,700 円	307,600 円
	高校卒	192,900 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	総務課長、特に高度の知識又は経験を必要とする課長	1人	0.8%
5級	課長、議会事務局長、各委員会の事務局長の職務	14人	11.2%
4級	課長補佐、次長、所長、技術補佐、指導主事、主幹の職務	41人	32.8%
3級	係長、所長、主査、主任の職務	33人	26.4%
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする主事、教諭、保育士、技師の職務	7人	5.6%
1級	主事又は技師 主事補又は技師補	29人	23.2%

- (注) 1 徳之島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給
------

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

徳之島町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,321 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,539 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一 律 支 給
---------

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

徳之島町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	19,325 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	4,983 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	37 千円
支給実績（21年度決算）	5,790 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	43 千円

(4) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養(配偶者を除く)2人まで 6,500円 ・3人目以降1人につき5,000円 ・配偶者なし1人 11,000円 ・特定期間の加算 5,000円	同		24,337 千円	180,274 円
住居手当	・借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		8,729 千円	64,659 円
通勤手当	・交通機関等の利用者について、片道2km以上であり、55,000円を限度に支給	同	・2km~10km 1kmにつき 1,000円 ・10km以上 1kmにつき 700円	5,599 千円	41,474 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料×5%	同		4,093 千円	30,318 円

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区分		給料月額		額等	
給料	町長	646,200 円	( 718,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 441,200 円	
	副町長	620,000 円	( 円 )	689,000 円 / 398,100 円	
報酬	議長	284,000 円	( 円 )	408,000 円 / 218,000 円	
	副議長	234,000 円	( 円 )	340,000 円 / 174,000 円	
	議員	217,000 円	( 円 )	320,000 円 / 155,000 円	
期末手当	町長 副町長	(22年度支給割合) 3.10 月分			
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 3.10 月分			
退職手当	町長	(算定方式) 718,000円×勤続年数×500/100	(1期の手当額) 14,360,000円	(支給時期) 任期毎	
	副町長	620,000円×勤続年数×280/100	6,944,000円	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

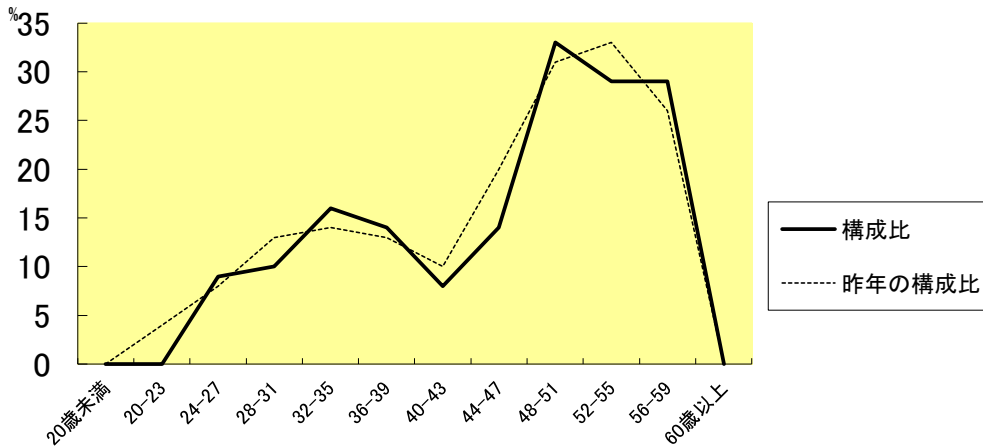
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成23年	平成22年			
普通会計部門	議会	2	2	0	事務事業の増
	総務	32	32	0	
	税務	17	16	1	
	農林水産	31	25	6	
	商工	2	1	1	
	土木	9	10	△1	
	民生	17	17	0	
	衛生	12	11	1	
	小計	122	114	8	
	小計	15	13	2	
教育部門	15	13	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 18 人	
消防部門	0	0	2		
小計	15	13	2	(類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
公営企業等会計部門	水道	6	6	0	事業の統廃合縮小による減
	下水道	2	2	0	
	その他	12	19	△7	
	小計	20	27	△7	
合計	157	154	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 134 人	
	185	[ 185 ]	185		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	0	2	14	14	16	14	9	13	27	28	28	0	157

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 163,019	千円 △ 99,779	千円 23,803	% 14.6	%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)20年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 4	千円 15,907	千円 2,004	千円 5,892	千円 23,803	千円 5,950	千円 6,555

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳之島町	42.7 歳	298,003 円	336,652 円
団体平均	42.4 歳	372,503 円	491,026 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

徳之島町	
1人当たり平均支給額(22年度)	
1,473 千円	
(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分
( - )月分	( - )月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~10%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(23年4月1日現在)

徳之島町			徳之島町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	32.76 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。



ウ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	38千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	9千円
支給実績（21年度決算）	21千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	5千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・扶養(配偶者を除く)2人まで 6,500円</li> <li>・3人目以降1人につき5,000円</li> <li>・配偶者なし1人 11,000円</li> <li>・特定期間の加算 5,000円</li> </ul>	同		1,240千円	310,000円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul>	同		487千円	121,750円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等の利用者について、片道2km以上であり、55,000円を限度に支給</li> </ul>	同		36千円	9,000円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の地位にある職員に支給 給料×5%</li> </ul>	同		241千円	60,250円